

2011年3月31日

社員各位

人事部長

「新型インフルエンザ (A/H1N1)」の対応変更のお知らせ

本日、厚生労働省から平成 21 年に発生した「新型インフルエンザ (A/H1N1)」について、「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなった旨の公表がなされました。これにより、今後は通常の季節性インフルエンザとして取り扱われることとなり、インフルエンザの名称も「インフルエンザ (H1N1) 2009」に変更となりました。

この公表を受け 4 月 1 日以降は、当社でもこれまで実施してまいりました新型インフルエンザへの対応を全て終了とし、今後は通常の季節性インフルエンザとして取り扱うことといたします。(ただし、お客様や取引先との対応ではお客様・取引先の方針に従うこととします。)

季節性のインフルエンザであっても、日頃から予防対策を行い、感染防止に努めるようお願い致します。また、急な発熱(概ね 38.5 度以上)や咳、喉の痛みなど、インフルエンザに罹患した可能性があると思ったら、早めに医療機関を受診し、重症化防止及び周囲への感染防止を徹底してください。

各拠点に配付しておりますアルコール消毒液は、現在使用しているもので終了とし今後の補充は行いません。未使用の在庫品は回収いたしますのでご了承ください。

以上